

みなべ町公式 Instagram を活用した情報発信業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

(1) 本業務は、みなべ町（以下本町という）の公式 Instagram アカウントを戦略的に運用し、町の魅力（特産品、文化、観光等）を効果的に発信することで、「日本一の梅の里」みなべ町の認知度向上、梅などの特産品の購入促進、消費拡大、関係人口の創出、みなべ町への誘客を図ることを目的とする。

(2) 委託期間を通じて町職員への指導、研修を行い、次年度以降に町職員のみで自立的・効果的な運用を行える体制を整える。

2. 業務の概要

(1) 業務名

みなべ町公式 Instagram を活用した情報発信業務委託

(2) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度額

352万円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本町の指名停止措置期間中でないこと。

(3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 過去5年以内に、地方自治体または企業における SNS 運用代行の実績を有すること。

(5) 本業務を円滑に遂行するための執行体制を整備できること。

4. 実施スケジュール

(1) 公 募 開 始 : 令和8年4月6日（月）

(2) 質 問 書 の 提 出 期 限 : 令和8年4月14日（火）17時まで

- (3) 参加表明書の提出期限：令和8年4月17日（金）17時必着
- (4) 応募書類の提出期限：令和8年4月23日（木）17時必着
- (5) プレゼンテーション審査：令和8年4月27日（月）
- (6) 優先交渉権者の決定・通知：令和8年4月下旬

5. 質問・回答

(1) 提出方法：本業務内容等に関する質問は、質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。原則として電話での質問は受け付けない。

(2) 提出先：みなべ町役場 うめ課 担当：山崎、佐々木

(メールアドレス：umeka@town.minabe.lg.jp)

(3) 質問に関する回答は一覧で作成し、その時点での参加申込者全員に対して電子メールで回答する。その際、質問者名は公表しない。回答日は令和8年4月15日（水）17時までにまとめて行う。ただし、回答に時間を要する質問の場合はこの限りではない。

6. 参加表明

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、期限までに以下の書類を提出すること。

(提出期限：令和8年4月17日（金）17時必着)

- ア. 参加表明書（様式第2号）
- イ. 会社概要書（任意様式、パンフレット等可）
- ウ. 同種・類似業務の実績一覧表（様式第3号）
- エ. 誓約書（様式第4号）
- オ. 国税及び地方税を滞納していないことの証明書

(2) 提出方法

持参または郵送とする。

(3) 提出先

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝742

みなべ町役場うめ課 担当：山崎、佐々木

7. 応募書類

(1) 提出書類

参加表明書を提出した者は、期限までに以下の書類を提出すること。

(提出期限：令和8年4月23日(木)17時必着)

- ア. 企画提案書(任意様式) ※枚数に制限は設けない。
- イ. 指導、研修プログラム詳細案(職員向けの研修内容等)
- ウ. 業務実施体制図(任意様式、担当者の経歴・役割等を明記)
- エ. 見積書(積算内訳を詳細に記載し、代表者印を押印したもの)

(2) 提案の制限

提出できる提案は、1社につき1件とし、用紙サイズは原則A4サイズとする。提案書に枚数の制限は設けないが内容が分かりやすく伝わるものが望ましい。

(3) 費用負担

提案書の作成、提出、プレゼンテーション出席に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

8. 企画提案書や応募書類等の取扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、本町は審査、選定結果の公表等のために必要な範囲において、提出書類を無償で使用(コピー含む)できるものとする。

(2) 書類の返却

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(3) 秘密保持

本町は提出書類を審査の目的以外に使用せず、提案者の承諾なく第三者に開示しない。

(4) 内容の変更禁止

提出期限後における書類の差し替え、再提出、変更は認めない。ただし、本町から補足説明を求められた場合はこの限りではない。

9. 審査

(1) 審査方法

本町職員で構成する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。

(2) プレゼンテーション

ア. 審査予定日：令和8年4月27日(月)14時00分～(予定)

場 所：みなべ町役場2F会議室

時 間：1提案者あたりの所要時間は30分を予定

(プレゼンテーション20分)(質疑応答10分)

出席者：本業務の主担当者を含む3名までとし、主な説明は本業務の主担当者が行うこと。

イ. 選定委員会は審査表に基づき採点を行い、最高得点者を契約候補者として選定する。なお、提案者が1事業者となった場合でもプレゼンテーション審査を行い、採点および選定

委員の協議により契約候補者として採点する。

ウ. 提出書類に基づきプレゼンテーションを実施すること。新たな資料の提出は認めない。
なお、モニターと HDMI ケーブルは本町が用意し、説明に使用するパソコン等の持ち込みは可能とする。

エ. やむを得ない事情により現地で説明することができない場合は、オンラインでの参加を可能とする。その場合は事前に申し出ること。

(3) 評価項目

実績・体制 (10 点)、戦略・コンセプト (20 点)、制作・表現力 (25 点)、地域魅力発信、ブランド向上 (20 点)、指導、研修プログラム (15 点)、価格 (10 点) の計 100 点満点とする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、審査対象外とする。

ア. 提出期限を徒過した場合、または提出書類に虚偽の記載があった場合。

イ. 選定委員等に対し、直接・間接を問わず、選定に影響を与えるような働きかけを行った場合。

(5) 審査結果

各企画提案者に文書で通知する。優先交渉権者のみ、みなべ町 HP で公表し、審査結果の詳細については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約

(1) 交渉権

最高得点者を優先交渉権者として選定し、契約締結に向けた詳細な協議を行う。協議が整わない場合、または優先交渉権者が契約を辞退した場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約形態

本業務の契約は、地方自治法に基づく委託契約とする。

(3) 再委託の禁止

業務の全部を一括して再委託することは禁止する。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ本町による承諾を得なければならない。

11. その他

(1) 中止等の扱い

本町は、やむを得ない事情により、本プロポーザルを中止または内容を変更する場合がある。この場合、本町は費用弁償や損害賠償の責任を負わない。

(2) 疑義の解決

本要領に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、本町と提案者が協議して決定する。

(3) 本プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

12. 本件に関する問い合わせ先

645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 みなべ町役場うめ課

担当：山崎、佐々木

電話：0739-33-9310（直通）

FAX：0739-72-3893

Mail：umeka@town.minabe.lg.jp